

# EPA利用促進セミナー

参加  
無料

日本は現在、13ヶ国1地域と経済連携協定(EPA、Economic Partnership Agreement)を締結しており、今後もEPAの対象となる貿易が増えることが見込まれています。

門司税関と北九州商工会議所は、EPAを利用するために必要な関税分類や原産地規則、「特定原産地証明書」の取得手続きなどについて紹介するEPA利用促進セミナーを開催します。

今回のセミナーは、4月の異動で新しく担当になった方や基本的事項を再確認したい方にもわかりやすい内容です。物流事業者はもちろん、既に輸出されている事業者や予定されている事業者、あるいは輸出事業者と取引関係にある金融機関の事業者など、この機会にぜひご参加ください。

■とき  
平成28年 **4月25日(月)**

13:30~17:00

■ところ  
**毎日西部会館9階ホール**

北九州市小倉北区紺屋町13-1

**個別相談**

(16:35~17:00)

## 第1部(13:30~15:30)

テーマ	<b>EPAの概要</b>	20分	講師	門司税関 業務部長 <b>森 英樹 氏</b>
EPA利用促進の観点から、日本のEPAの概要、EPAを具体的に活用する場合に必要な事項について説明します。				
テーマ	<b>関税分類</b>	30分	講師	門司税関 首席関税鑑査官 <b>金子 聖彦 氏</b>
EPAを利用するには、貿易取引しようとする商品がどのHSコードに分類されるのかわかる必要があります。この分類の仕組みや基本的なルールについて説明します。				
休憩(10分)				
テーマ	<b>EPAの原産地規則</b>	60分	講師	門司税関 原産地調査官 <b>長城 憲明 氏</b>
EPA特惠税率を利用するための条件の一つとして、貿易取引しようとする商品が当該輸出国の「原産品」と認められる必要があります。このルール(原産地規則)やその他手続きについて説明します。				

## 第2部(15:35~16:35)

テーマ	<b>特定原産地証明書の取得手続き</b>	60分	講師	日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当
EPA締約国では、輸入国税関に特定原産地証明書を提出することで、関税の減免を受けることが可能になります。この競争力の強化につながる特定原産地証明書の取得手続きについて具体的に説明します。				

## EPA利用促進セミナー参加申込書 FAX:093-531-1799

会社・団体名			
所在地	〒 -	TEL	-
		FAX	-
参加者氏名		部署/役職	
事前アンケート			
*セミナーテーマに関するご質問を事前にお受けいたします。可能な限り、セミナーの中で回答いたしますが、個別事項など特定案件については別途対応いたします			

\*ご記入いただいた個人情報は本セミナーの運営事務と今後セミナー等のご案内のみに利用します

問い合わせ

**北九州商工会議所 産業振興課**

TEL:093-541-0185  
FAX:093-531-1799